

商品概要説明書

《 期間限定 特別金利 》

定期積金「ゆめとぴあNEW」

令和7年2月3日 現在

| | |
|---|---|
| 1. 商品名 (愛称) | 定期積金(定額式・目標式) ゆめとぴあNEW(特別金利) |
| 2. 販売対象 | 個人 |
| 3. 取扱期間 | 令和6年11月18日から令和7年3月31日まで |
| 4. 契約条件 | ○契約期間1年以上5年以内で給付契約金額100万円以上とします。 ※払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 ○当組合の組合員および組合員と同居の家族の方に限ります。 ※出資新規申込みをされた方を含みます。 ○新規契約のみ対象とします。(継続契約は除く) |
| 5. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 | ○契約期間内で掛金を分割して払込いただきます。 (目標式は初回で掛金を調整) ○掛込周期は1か月、2か月のいずれかとします。 ○普通貯金等からの口座振替扱いのみといたします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○1回あたり10,000円以上 ○1円単位 |
| 6. 払戻方法 | ○満期日以降に一括して払い戻します。 |
| 7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 延滞利息 (5) 先掛割引金 (6) 税金 (7) 金利情報の 入手方法 | ○適用金利0.30%を満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。 ○払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または、契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ○給付補填金の20.315%(国税15.315%、地方税5%)(※)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。 |
| 8. 手数料 | ————— |
| 9. 中途解約時の 取扱い | ○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払い込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。 |

| | |
|---|--|
| <p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p> | <p>○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p> |
| <p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p> | <p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融推進部 推進企画課(電話:053-476-3121)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 またJAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融推進部 推進企画課または、JAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p> |
| <p>12. その他参考と なる事項</p> | <p>○当該積金は総合口座等の担保に組み入れることはできません。 ○証書貸付金、手形貸付金としての、担保差入は出来ません。 ○口座振替扱いのみのご契約のため、途中での掛込方法の変更は出来ません。 ○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払い込みを行いません。 (なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。) ○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。 ○期間中、金利情勢により、適用金利の見直しをさせていただく場合がございます。</p> |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAとびあ浜松